令和７年８月

お客さま各位

高松信用金庫

払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱い開始と「当座勘定規定」の一部改正について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫はでは、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、令和８年３月末をもって、手形・小切手帳の発行受付を終了させていただくことを既に公表させていただいておりますが、本取組みに先立って払戻請求書による当座預金の払戻しの取扱いを下記のとおり開始しますのでお知らせいたします。

また、本取扱いに伴いまして「当座勘定規定」の一部を下記のとおり改正させていただきますので、併せてお知らせいたします。

現在、手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましては、「法人インターネットバンキング」や「しんきん電子記録債権サービス（でんさい）」及び「でんさいライト」等の電子決済サービスへの移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

１．取扱開始日

令和７年１０月１日（水）

２．払戻し方法

当金庫所定の払戻請求書に記名押印のうえ、当座勘定入金帳または当座勘定入金通帳をご提示いただくことにより、小切手を振り出すことなく払戻しが可能となります。

※払戻請求書は無料で交付させていただきます。

※払戻請求書による払戻しの取扱いは、お取引店（口座開設店）に限ります。

※ご利用に際して、当座預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認させていただくために、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求める場合があります。

※お持ちの小切手は引き続きご利用になれます。

※払戻請求書は預金者本人からの請求に基づいて払出すもので、支払手段として第三者へ譲渡することのないようお願い申し上げます。

３．当座勘定規定の改正

（１）改正日

令和７年１０月１日（水）

（２）改正内容

当座勘定規定（一般用）改正新旧対照表

新	旧
当座勘定規定（一般用）	**当座勘定規定（一般用）**
第１条～第７条　（略）	第１条～第７条　（略）
第８条（手形、小切手等の支払） ①　小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ②　前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③　当座勘定の払戻しの場合には、次のいずれかの方法で行って下さい。 Ａ　届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 Ｂ　小切手を使用する方法。 ④　前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。	第８条（手形、小切手の支払） ①　小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ②　前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③　当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 （追加）
第９条～第12条　（略）	第９条～第12条　（略）
第13条（手数料等の引落し） ①　当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ②　当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。	第13条（手数料等の引落し） ①　当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ②　当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。
第14条～第17条　（略）	第14条～第17条　（略）
第18条（印鑑照合等） ①　手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ②～③　（略）	第18条（印鑑照合等） ①　手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ②～③　（略）
第19条～第30条　（略）	第19条～第30条　（略）

以　上